

## [事案 2024-4] 就業不能給付金支払請求

・令和7年4月25日 裁定終了

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年6月から約1か月の間、新型コロナワクチン接種を原因とする慢性疲労症候群で在宅療養したため、令和2年3月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に、支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 医療機関の証明書（以下「証明書①」）には、いずれも「在宅療養に該当すると判断した根拠」「軽労働が不可能な期間」「座業が不可能な期間」が記載されている。
- (2) 医療機関の証明書（証明書①の記入漏れを追記したもの。以下「証明書②」）によれば、起立位保持時間・座位保持時間はいずれも「10分以上困難」で、立ち上がり動作や移動も手すりや壁などが必要な状態であって、軽労働・座業のいずれも困難であった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 証明書①によれば、立位・座位の保持は困難であるとされていたものの、座ることや移動することはいずれも自立して行うことのできる状態であった。証明書②においても、いずれの日常生活動作についても、壁や手すりなどを用いて、自立して行うことができることであった。
- (2) 歩行能力や起立位・座位の保持についても、証明書②では100mまたは10分以上は困難とされているが、これは補装具なしでの状態であり、申立人が遠方まで通院している点をあわせると、申立人の日常生活動作は自立しているものである。したがって、本件在宅療養は、約款に定める在宅療養には該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、在宅療養時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。